

関東月例研究会報告・発表要旨（対象期間：2008年1月～12月）

## 定住外国人に対する日本語教育体制の拡充を

坂中英徳

(2008.1.26)

移民国家に移行する場合の日本の課題は日本語教育体制の整備である。定住外国人に対する日本語教育の重要性が認識されるようになったのは、1990年代に入って日系ブラジル人の子孫が大挙Uターンしてきた時からだ。日系ブラジル人の子供が日本の学校に行かない。なぜかという、家の中でポルトガル語しか話さないから、学校では日本語能力が原因で授業についていけないのだ。結局、中学校はかろうじて卒業する人はいるけれど、高校に進学する人はほとんどいない。もちろんまともな仕事には就けない。中には非行に走る少年もいる。今、そういう深刻な状況が生じている。

政府は、日本の小学校・中学校が、日本語のできない在日外国人の子供を受け入れ、十分教育する体制を早急に確立すべきだ。まず、定住外国人の初等中等教育問題を担当する国の機関として文部科学省に外国人教育課を新設する。つぎに、日本語補習授業制度の導入など外国人教育の充実を図るための予算措置を講じる。

移民政策が本格的に動き出すと、定住外国人に対する日本語教育はいよいよ重要になる。その場合、定住外国人やその子供に対する日本語教育は、日本語学校に中心的な役割を果たしてもらわなければならない。日本語学校は、長年の現場経験に基づき開発した日本語教育法のノウハウや日本語教材を持っている。

日本語学校は大学進学への予備校的な存在から脱皮し、そのウイングを定住外国人の子供や社会人への日本語教育にも広げるべきだ。有力な日本語学校は、大学と連携し、留学生の日本語教育部門を引き受けることができる。企業や地方自治体から委託を受けて、三カ月の日本語集中コースで、在日外国人の日本語能力を日常生活に不自由しないレベルにまで高めることもできる。

外国人に日本語を教える日本語学校の果たすべき役割はこれから多角化し重要性を増す。日本語教師をはじめ日本語学校関係者の活躍を期待する。(外国人政策研究所所長[発表当時])

## 企業の社会貢献活動（三井物産）

柴崎敏男・豊田のり子

(2008.2.23)

Corporate Social Responsibility (CSR) は企業の社会的責任と訳され、経済的側面だけの役割期待だけではなく、現在では「経済的・環境的・社会的側面のバランスを考えながら多面的利害関係者（マルチ・ステークホルダー）との調和を図り、持続的発展可能な社会に貢献する」とされている。

CSR が重視され始めたのは、労働者搾取、環境破壊など企業活動の肥大化の結果、企業行動が途上国の経済や環境に大きな影響を与えるようになり、企業の論理のみで経済活動を進めることが許されなくなったためである。一方、NPO・NGO、従業員、消費者、地域社会の影響力が増大し、企業も真剣に対峙し、協働する必要性が出てきたことで多面的利害関係者を考慮する必要性が出て来た。それに加え、投資者が経済的指標に加え社会的な指標を重視するようになったことも重要で、これを SRI (社会的責任投資) (= Socially Responsible Investment) と呼ぶ。更に、昨今のコンプライアンス (法の遵守) 違反問題も CSR の浸透を図るきっかけと言える。

これらのリスクに対して対策を事前に講ずるというリスクマネジメントの点で企業は CSR に積極的に取組む必要が高まったが、それは、一方では企業ブランド価値の向上に繋がり、優秀な人の確保にも役割を果たす。

当社の社会貢献活動重点分野である国際交流・教育の観点からビジネスを通じて長期且つ深い関係にあるブラジルに注目した。日伯両国がより密な関係を構築する為には、経済面のみならず身近な社会問題の解決に向けた取組みが必要である。検討を重ねた結果、在日ブラジル人児童生徒の教育支援を取り上げることとし、三つの活動を進めている。

1. 在日ブラジル人学校支援
2. 公立学校に通う子供向け日本語習得のための補助教材制作支援
3. NPO 法人 SABJA 支援

(三井物産株式会社 CSR 推進部社会貢献推進室)、(明海大学)

## 日本語教育とユニラテラリズム（単独行動主義） —言語教育政策からの一考察—

宮崎里司

(2008.3.22)

2008年現在、言語教育と言語政策の相関関係について、強く意識する日本語教育関係者は、依然として少数派である。言語教育政策領域の知見を広げる作業は、日本語教育学研究者、日本語教師、そして、将来国内外で日本語教育に従事する予備軍にとって不可欠なプロセスである。また、海外における赴任国の教育機関では、どのような言語政策の下で、日本語教育が展開されているのか、また、日本がどのように働きかけているのかを把握できないと、効果的な教育が実践できない。本発表では、ステレオタイプの日本語教育観の一つとして、単独行動主義を意味する、「ユニラテラリズム」を取りあげた。ユニラテラリズムとは、多国間外交主義という意味の、マルチラテラリズム (multilateralism) などとは異なり、人権・軍縮・国際協力・環境などの諸課題で、他国と協同歩調をとらない超大国の先鋭的民主主義に端を発している。ここでは、日本側の偏向的な解釈や判断で、海外で展開している日本語教育に対し、一方的な助言や支援をすることへの問題点という観点から援用している。このような一極集中的なユニラテラリズムが起きる原因のひとつに、日本が先導的な役割を果たすことへの期待が、「使命感」を高揚させてしまい、優越性を強化する教育観を醸成してしまったが、一方で、海外の日本語教育関係者が抱きがちな排日主義的日本語教育観にも大きな問題が横たわっている。筆者は、外国での日本語教育は一様ではなく、それぞれ特有な社会的文脈の中で発展してきた経緯があるにもかかわらず、日本からの支援や発信に対し、「品質検査」をせずに、受け入れてしまう限界も指摘してきた（宮崎2004、2006）。本発表では、オーストラリアの事例を基に、言語教育政策の観点から、こうした日本語教育におけるユニラテラリズムの問題について述べた。（早稲田大学大学院日本語教育研究科）

## 「日本語教育スタンダード」を構築すること —理念なき日本語教育拡張論にどう応えるべきか—

嘉数勝美

(2008.4.26)

グローバル化の高まりに呼応するかのように、日本語教育の整備・拡充を求める声が、政財官界で高まっている。言語とグローバル化との相関といえば、英語の「国

際語」としての地位と機能がますます高まることを連想する。日本語を含め、英語以外の言語の出る幕がないのだ。「英語帝国主義」への懸念が生まれる所以である。それでも、グローバル化が概ね好意的に受け取られるのは、その理念が〈多様性の尊重による調和〉であり、「何かよいことがある」という楽観や期待感をもたらすからだろう。言語の多様性は障壁ではなく、むしろ相互理解の増進に不可欠のものという認識から、世界的に多言語教育の政策や制度が整備されつつある。

日本語教育の整備・拡充という議論が同じ観点で沸き立っているのかといえば、否である。喧しい拡張論の背景には、国際的な言語観などは見られず、むしろ国際競争を煽るかのよう、日本語を「普及」することの自己便益にのみ拘泥する観が窺える。第一に、「孔子学院」の急速な世界展開の前で、日本語教育の対応が圧倒的に劣っている、という認識がある。これを看過すれば、日本のプレゼンスがますます低下するとして、国際交流基金に対して、100カ所の日本語教育の海外拠点を早急に開設せよという新たなミッションが課された。第二に、少子高齢化で年々深刻化する労働力不足を補うためには、遠からず外国人の大量受入れが必至であり、彼らの日本語習得を促す体制整備を急ぐべし、という多言語化対応など念頭にない利己的な目論見がある。いわば「理念なき日本語教育拡張論」なのである。

基金は、これにどう応えるべきなのか。グローバル化する世界の縮図ともいえるヨーロッパが、域内の「調和」を理念として導入した言語政策（CEFR）に倣い、多言語化する国際社会への日本語教育の参画を視座に、基金がくだんの議論に先立って着手した「日本語教育スタンダード」の構築は、その一つの対案なのだ。 (国際交流基金日本語事業部長)

## 親の教育言語選択の要因： 日本のブラジル人学校と米国のラティノーの場合

杉野俊子

(2008.5.31)

本発表は、親の教育言語選択の要因を、日本のブラジル人学校と、米国のラティノーの例からとりあげた。歴史的にも地理的にも一見共通性がない両国の言語政策や言語選択などを、「単一言語主義」の立場から、両国の言語政策の共通点と問題点を模索してみた。

最初に、日系ブラジル人が最多である浜松市のブラジル人学校を研究対象として、言語選択に影響を与える要因を多面的に分析・考察した結果を述べた。経済や住環境に恵まれている浜松市の人口約82万人中、日系ブラジル人は2008年5月の時点で19,321人であった。6校あるブラジル人学校に就学該当年齢児童数の25%が在籍している。数年前の発表者による調査から変わった点は、経営者の交代、学校の規模縮小、児童の帰国、学校数の増加に

よる生徒数の減少、日本語の授業を毎日行うことにしたなどである。市は、「(二言語使用の)カナリーニョ教室」「言葉の教室」、「就学サポーターの派遣」を再構築し、母語教育を視野に入れた支援授業を充実させ始めたが、親は引き続き、母語維持・アイデンティティ確立・(帰国後の)日本語の価値などの理由でブラジル人学校を選択していた。

次に、米国の「English-Only」政策の概要について述べた。初期の移民は同化と英語習得でアメリカ政府に忠誠心を示したが、1980年代のアジア系移民とヒスパニックスの急増で、『言語がアメリカを分裂させてしまう』、『多言語が英語にとって代わってしまう』などという危機感をつのらせた。日系S.I. ハヤカワ元共和党上院議員の英語の公用語化推進運動を受けて、億万長者のUnzが支援した提案227(二言語使用教育廃止法案)が1998年に住民投票で可決された。その後、教育改革法案「落ちこぼれゼロ法(No Child Left Behind)」へ移行したが、いずれの目的も急速な英語習得である。

まとめとして、両国の歴史や社会構造は異なるが、1. 両国とも「単一言語主義」をとってきた。2. 従来の同化力の強いマイノリティと異なる移民の急増。3. 相反する住民の言語態度：①言語差別に関心が薄い。②マイノリティの言語権を遵守しない。③単一言語が通じれば良いという考え、などが共通項とし浮かびあがった。グローバル化に伴い、個々の自治体・行政・国がそれぞれマイノリティ問題に対処するのではなく、世界規模の対処の仕方が必要ではないか、という示唆で発表を結んだ。(防衛大学校)

## カナダの言語状況と公用語政策：社会言語学的な観点から

矢 頭 典 枝

(2008.7.26)

本報告は、報告者の近著『カナダの公用語政策』(リーベル出版、2008年)の内容の一部を簡潔に紹介したものである。本研究では、筆者がカナダ政府機関内で行った調査をもとに、カナダの公用語政策によって言語使用を規定されているバイリンガルな連邦公務員の言語選択とその要因を実証的に分析することを試みた。優勢言語と劣勢言語が言語政策によって同等の地位を得た場合、これら二つの言語が言語政策の受容者たちにどのように使用されるのか、という視点に立ち、カナダの事例を扱った。

本報告ではまず、言語状況に関してはカナダの国勢調査の統計データをもとに、多言語国家カナダの言語状況を「民族的出自」、「母語」、「家庭言語」、「公用語の知識」の観点から分析した。次に、こうした言語状況に鑑みてつくられたカナダの公用語政策の形成過程を歴史的、法的に論じたうえで、現行制度である「1988年公用語法」の全体像を示した。そして、連邦公務員の仕事言語が公用語政策によってどのように「計画」されているのか、また、そ

の「計画」通りに連邦公務員は実践しているのか、という点を筆者の体験を混じえて論じ、さらに、公用語政策がカナダ国民にどのように影響しているか、また、ケベック問題を封じ込めるといふ公用語政策の本来の目的は達せられたのか、という点を中心に公用語政策とカナダ社会との関係について論じた。

アンケート調査では、オタワ首都圏の10の連邦政府機関において、かなり高度なバイリンガル能力をもつ320名の連邦公務員をランダム・サンプリングによって抽出し(253名から回答を得られた)、職場の様々な状況(本研究では「サブドメイン(subdomain)」と呼んでいる)において、どのような言語選択がアングロフォンとフランコフォンによってなされるのか、という点を検証し、いくつかの主な分析結果を示した。(神田外語大学)

## 国家戦略としての「大学英語」問題

田中慎也

(2008.9.27)

本格的な国際化時代を迎え、英語力に堪能な人材の輩出は大学教育の中で急務となっている。現在、日本の大学・大学院における英語問題は、大学の多様化とも連動して、一般語学の伝統を継ぐ教養英語教育、専門教育との連携を必要とするESP(English for Specific Purposes)教育、英語による授業、の3つの混成教育活動によって生み出されているが、これを解決するための効率化されたシステムの議論も導入もなきに等しい状況である。

このようは実態を踏まえ、新たなシステムや方策が即効性のあるか実効性のあるものであるのかを検討し、以下を試案として提示した。

1. 国際コミュニケーション能力としての英語力達成のための初等・中等・高等教育段階に於けるスタンダードを設定する。
2. 高等教育機関のESP教育を充実強化するために、各種専門学校の専門分野別英語教育経験を大学等の高等教育機関等で連携活用できるようにするための新たな政策的方策を導入する。
3. 英語で授業を担当する専門教育担当教員への優遇策を制度化する。
4. 外国語教育振興法を制定する。
5. 現在の制度でも可能であるが、外国語教育のスキル・スタディー面の教育を強化充実しやすいうように高等教育機関内の外国語教育組織を独立組織として運営させる。その場合、同一機関内から疎外されないように当該高等教育機関の外国語教育成果についての評価を重要視する国の評価システムを構築しておく。
6. 期限付き教員の数を減らし、適正な評価に基いた常勤のリサーチ・プロフェッサーと

ティーチング・プロフェッサー制度の創設も検討する。

7. 従来のコミュニケーション、教養、異文化理解を目標とした「文化としての言語」中心の言語教育政策を改め、生活語に伴う「人権としての言語」、経済活動に不可欠な「資源としての言語」という多様なコンセプトから構成される言語に対する柔軟な「政策的課題解決」策設定を国は考える。  
(日本言語政策学会会長)

## プラグマティズムの言語政策 —マレーシアの英語重視政策の動向から—

飯野 公一

(2008.10.25)

マレーシアではマハティール前首相の提言により、2002年に小・中、高等学校において理数科目授業を英語で教授することが決定され、2003年より順次導入された。この結果2008年にはすべての学年において理科と数学は英語で教えられ、教科書などの教材も英語で書かれることとなった。本研究においては、2004年から3年間の現地調査をもとに、ラディカルとも見える言語政策の転換が教育の現場にどのような影響を及ぼしているかに注目した。

教科内容をマレー語に代わり英語で教えるといった今回の言語・教育政策導入、すなわち席次計画の変更の背景には、マレーシアの産業界におけるR&D (Research & Development) 部門の遅れの危機感が指摘されている。これまでマレーシアにおいては、ブミプトラ政策によってマレー人優遇政策をとってきたが、実際には国内公用語としてマレー語が使用され、経済、医療、研究等におけるエリート層の共通語としては英語が用いられるといったダイグロッシア (diglossia, Ferguson 1959) 的状況が見られる。今回の言語政策の転換はマレーシアが直面している様々な課題を、一部の民族グループだけでなく、社会全体で共有する契機となる可能性がある。

今回の言語政策は、1960年代にアジア諸国が独立し、複数の民族を束ね、国家建設を推進していくために必要とされた政治的象徴機能としての公用語の選定をとりまく状況とは異なり、主にここ10数年で加速した経済のグローバル化やIT・バイオ技術の世界的進展を背景とするきわめて実利的要請によって出現したと見ることができる。こうした動きはマレーシアに限らず、アジア地域全体にも見られる。つまり、言語政策の今日的課題の重要なポイントは、よりプラグマティックな経済政策の一部として理解することが必要となっているのではないか。はたして英語の地位の格上げが科学技術の向上、グローバルビジネスの活性化につながっていくかどうか、また、その社会的副作用はないのか、マレーシアの試みは将来にわたっても検証される必要があろう。  
(早稲田大学)